

令和3年度 国文祭・芸文祭みやざき2020「まちなか文化祭」パートナーシップ補助金  
実施要領

令和3年3月15日  
第35回国民文化祭宮崎県実行委員会  
第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会

国文祭・芸文祭みやざき2020「まちなか文化祭」パートナーシップ補助金交付要綱により補助する事業の内容等は、この要領に定めるところによる。

## 1 趣旨

「まちなか文化祭」とは、県内の中心市街地や商店街等において、まちづくり団体等が中心となって、芸術・文化活動を通じ、街のにぎわいを創出するために開催する、地域住民参加型の催事である。まちなか文化祭の企画・実施を通じて、主催者と出演者のネットワークの形成、運営ノウハウの取得を促し、大会終了後も継続的に実施できる素地を地域に創出することを目的とする。

## 2 補助対象事業の内容

補助対象事業は下記の条件をすべて満たす事業とする。

### (1) テーマ

実施する事業の趣旨や特徴を端的に表すテーマを必ず掲げること。当該テーマは、第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会の基本方針に合致するものであること。

#### 【基本方針】

- ① 「神話の源流みやざき」の探究
- ② 全ての県民が参画し、若い世代が輝く
- ③ 新しい出会いから始まる文化の創造
- ④ 共に生きる共に感じる文化で紡ぐ共生社会
- ⑤ 「ひなた」に育まれた食と暮らし、そして世界へ

### (2) 期間

開催期間は、令和3年7月3日から10月17日までの大会期間中のうち、おおむね1週間から2週間程度設定すること。

### (3) 会場

宮崎市、都城市、延岡市、日南市の4地域いずれかの中心市街地等を会場とすること。

#### (4) 情報発信

補助事業専用の公式ホームページ、ブログ、SNS等（以下、「オウンドメディア」という。）を制作すること。なお、既存の媒体がある場合はそれを活用して構わない。補助事業に関する情報（準備状況、事前告知、企画への募集の呼びかけ、開催状況の報告、実施報告等）を積極的に発信すること。

#### (5) 持続的な文化振興・中心市街地振興

将来的な文化振興、中心市街地振興に寄与する工夫がほどこされた企画を含むこと。※ この企画については、ハード面の整備（地域の文化情報を集約したプラットフォームの作成等）およびソフト面の整備（人的なネットワークの創造）の両面を含む。

#### (6) その他配慮事項

障がいのある方もない方も本事業に参加し楽しむことができるよう配慮すること。

### 3 補助額

補助対象額は3,000千円を上限とする。ただし、「令和2年度 国文祭・芸文祭みやざき2020「まちなか文化祭」パートナーシップ補助金事業」の補助金の交付を受けている事業者については、2箇年度の総額で3,000千円を上限とする。

### 4 補助金対象経費

- (1) 補助金の交付対象経費は、製作費、広報費、運営費（賃金、委託料、需用費、役員費、使用料、賃貸料、備品購入費）、謝金（謝金、旅費）等とする。
- (2) 広報費は、新聞広告料、雑誌掲載料、テレビ・ラジオコマーシャル放映料、およびオウンドメディアの立ち上げに要する費用及びウェブ上SNS上での広告に要する費用等とする。
- (3) 運営費のうち、賃金については、事務局組織の管理運営、一般事務に従事する者に係るものは除くものとする。

### 5 補助事業の採択

- (1) 補助事業の採択を受けようとする者は、補助金等交付申請書を作成し、第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。
- (2) 会長は、提出のあった事業計画等を審査の上補助事業を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(3) 会長は、補助事業の決定に当たり、開催地自治体（宮崎市、延岡市、都城市、日南市）の助言も考慮するものとする。

(4) 会長は、事業の採択に当たり、必要に応じて申請者に対してヒアリングを実施し、助言及び指導を行うものとする。

## 6 実施計画を作成する上での留意点

補助金等交付申請書に添付する「事業計画書」は、下記の点を留意の上記載すること。

### (1) 事業のテーマ

テーマは、実施する事業の趣旨や特徴を端的に表したものとする。テーマ設定にあたっては、地域の特性や強みを活かしたものとし、来場者が興味を引くような、魅力的なネーミングにすること。

### (2) 企画概要

・開催期間を通じて実施する企画を盛り込むこと。例えば、地元の芸術家や障がいのある方などによるアート作品の展示、ワークショップの開催、スタンプラリーの実施、又は来場者を巻き込んだアート作品の製作など。

・開催期間中に、実施する短期間のイベントを盛り込むこと。イベントは、伝統芸能の披露や音楽演奏、ダンス、大道芸など、特段ジャンル等の指定はないが、上記設定のテーマの下、統一感を持った構成とすること。

### (3) オウンドメディア

- ・ウェブページ、ブログ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINE、ユーチューブなど、特段媒体の指定はない。
- ・効果的に周知を図るために、ターゲットを明らかにし、戦略的に広報を行うこととし、その具体的な方法を記載すること。

### (4) 持続的な文化振興・中心市街地振興

次年度以降の「文化振興」、「中心市街地振興」を発展的に進めていく上で、当該事業が担う役割や効果、狙いなどについて明記することとし、単発の催事とならないような工夫をすること。例えば、オウンドメディアの次年度以降の継続的な利用、一部の企画の継続、ハード面あるいはソフト面でメモリアルとなるもの（こと）を残す、など。

## 7 事業名の明示等

補助事業に係る広報媒体、実施するステージの立看板、バックパネル、その他ウェブ等における案内等には、「当該事業が『国文祭・芸文祭みやざき2020パートナーシッププログラム』である」旨を明示すること。同様に、国文祭・芸文祭みやざき2020の「大会ロゴマーク」を必ず使用すること。

## 8 その他留意事項

当該補助金は、宮崎県の令和3年度当初予算が議決された場合にのみ事業化されるため、この条件が満たない場合は、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、申請書等の作成提出及び本事業の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。